

玄望園地区地区計画 新旧対照表

【新・変更案】

- 1 地区計画の方針 略
- 2 地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道 路	幅 員		延 長							
			区 画 道 路	12.0m	9.5m	963m	97m					
			歩行者専用道路	6.0m～2.0m		1,003m						
		公 園	街 区 公 園	面 積								
緑 地	緑 地	1.1ha										
		面 積										
		3.8ha										
地区の区分	地区の名称	A地区		B地区								
	地区の面積	約26.5ha		約1.7ha								
区	建築物等の用途の制限	本地区に建築できる建築物は、建築基準法第48条第11項に規定する準工業地域に建築できる建築物のうち、以下に示すものとする。	本地区に建築できる建築物は、建築基準法第48条第11項に規定する準工業地域に建築できる建築物のうち、以下に示すものとする。	1 自動車産業に資する製造業に属する工場及びこれに関連する研究開発施設、事務所等	1 自動車産業に資する製造業に属する工場及びこれに関連する研究開発施設、事務所等	2 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する貨物自動車運送事業の用に供される施設	2 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する貨物自動車運送事業の用に供される施設	3 倉庫	3 倉庫	4 流通業務の用に供する配送センター、荷さばき場等の施設	4 流通業務の用に供する配送センター、荷さばき場等の施設	5 床面積が500㎡以下の店舗及び飲食店
		建築物の容積率の最高限度	10分の20	10分の20								
		建築物等の建蔽率の最高限度	10分の6	10分の6								
		建築物等の敷地面積の最低限度	10,000㎡	1,000㎡								
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、県道との境界においては10.0m以上、区画道路との境界においては5.0m以上、隣地との境界においては2.0mとする。									
		垣又は柵の構造の制限	建築物に付属する垣又は柵の構造は、周囲の環境と調和し緑の多い景観形成に配慮したものとし、生垣、植栽、又は高さ1.8m以下の透過性フェンスとする。									
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物等の外壁の色調は刺激的原色を避け、落ち着いた色調、又は明るい色調のものを選択するとともに、周囲との環境や景観との調和を図る。 2 屋外広告物は過度に大きな形態とせず、電飾を多用する刺激的な表現を避けるとともに、魅力ある景観の創出を図る意匠、デザインであること。									

【旧・現行】

- 1 地区計画の方針 略
- 2 地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道 路	幅 員		延 長							
			区 画 道 路	12.0m	9.5m	963m	97m					
			歩行者専用道路	6.0m～2.0m		1,003m						
		公 園	街 区 公 園	面 積								
緑 地	緑 地	1.1ha										
		面 積										
		3.8ha										
地区の区分	地区の名称	A地区		B地区								
	地区の面積	約26.5ha		約1.7ha								
区	建築物等の用途の制限	本地区に建築できる建築物は、建築基準法第48条第10項に規定する準工業地域に建築できる建築物のうち、以下に示すものとする。	本地区に建築できる建築物は、建築基準法第48条第10項に規定する準工業地域に建築できる建築物のうち、以下に示すものとする。	1 自動車産業に資する製造業に属する工場及びこれに関連する研究開発施設、事務所等	1 自動車産業に資する製造業に属する工場及びこれに関連する研究開発施設、事務所等	2 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する貨物自動車運送事業の用に供される施設	2 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する貨物自動車運送事業の用に供される施設	3 倉庫	3 倉庫	4 流通業務の用に供する配送センター、荷さばき場等の施設	4 流通業務の用に供する配送センター、荷さばき場等の施設	5 床面積が500㎡以下の店舗及び飲食店
		建築物の容積率の最高限度	10分の20	10分の20								
		建築物等の建ぺい率の最高限度	10分の6	10分の6								
		建築物等の敷地面積の最低限度	10,000㎡	1,000㎡								
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、県道との境界においては10.0m以上、区画道路との境界においては5.0m以上、隣地との境界においては2.0mとする。									
		かき又はさくの構造の制限	建築物に付属するかき又はさくの構造は、周囲の環境と調和し緑の多い景観形成に配慮したものとし、生垣、植栽、又は高さ1.8m以下の透過性フェンスとする。									
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物等の外壁の色調は刺激的原色を避け、落ち着いた色調、又は明るい色調のものを選択するとともに、周囲との環境や景観との調和を図る。 2 屋外広告物は過度に大きな形態とせず、電飾を多用する刺激的な表現を避けるとともに、魅力ある景観の創出を図る意匠、デザインであること。									